

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務は、障害者総合支援法に基づき事務を行っている。 ・愛西市においては、番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更 ②自立支援医療費の支給認定の取り消し、支給 ③自立支援医療費等の審査及び支払 ④指定自立支援医療機関の選定 ⑤医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑥地域相談支援給付決定の変更 ⑦地域生活支援事業の実施
③システムの名称	自立支援医療システム・障害福祉システム・統合宛名システム・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55、59条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の108、109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55の2、55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険福祉部 社会福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面では、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスク対策は「十分である」と考える。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [9) 従業員に対する教育・啓発] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取扱う職員については研修を実施し、受講確認もあわせて行っており、関係する職員が研修を受講する措置が講じられている。リスク対策に対しては知識の習得が最優先であり、従業員に対する教育・啓発は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	表紙 評価書名	障害者の日常生活関係事務 基礎項目評価書	障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務 基礎項目評価書	事後	時点修正
平成28年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	愛西市は、障害者の日常生活関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、～	愛西市は、障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、～	事後	時点修正
平成28年4月1日	特記事項	障害者の日常生活関係事務では、～	障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務では、～	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	障害者の日常生活関係事務	障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・障害者の日常生活関係事務は、障害者総合支援法に基づき、精神通院医療の事務を行っている。</p> <p>①自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更</p> <p>②自立支援医療費の支給認定の取り消し、支給</p> <p>③自立支援医療費等の審査及び支払</p> <p>④指定自立支援医療機関の選定</p> <p>⑤医療受給者証の交付、再交付、返還請求</p>	<p>・障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業関係事務は、障害者総合支援法に基づき事務を行っている。</p> <p>①自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更</p> <p>②自立支援医療費の支給認定の取り消し、支給</p> <p>③自立支援医療費等の審査及び支払</p> <p>④指定自立支援医療機関の選定</p> <p>⑤医療受給者証の交付、再交付、返還請求</p> <p>⑥地域相談支援給付決定の変更</p> <p>⑦地域生活支援事業の実施</p>	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	自立支援医療システム・統合宛名システム・中間サーバ	自立支援医療システム・障害福祉システム・統合宛名システム・中間サーバ	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	障害者の日常生活情報ファイル	障害者の日常生活及び障害者の地域生活支援事業情報ファイル	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の84の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条</p>	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の15及び16の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の15、26、87及び109の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、30、31、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の108、109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 社会福祉課	健康福祉部 社会福祉課	事後	組織変更のため
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 高岡 康二	社会福祉課長 中野 悦秀	事後	異動のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉部 社会福祉課 愛知県愛西市諏訪町池埋500番地1 0567-25-1111	健康福祉部 社会福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	事後	庁舎移転のため
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、30、31、44条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の8、16、20、26、53、56の2、57、87及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、12、14、19、27、30、31、44、59の2条	事後	法令改正のため
平成30年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 中野 悦秀	社会福祉課長 猪飼 春枝	事後	異動のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120	事後	ダイヤルイン開設のため
平成30年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 社会福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	健康福祉部 社会福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7115	事後	ダイヤルイン開設のため
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の8、16、20、26、53、56の2、57、87及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、12、14、19、27、30、31、44、59の2条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55、59の2条	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 社会福祉課	保険福祉部 社会福祉課	事後	組織変更のため
令和3年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 社会福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7115	保険福祉部 社会福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7115	事後	組織変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55、59の2条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の108、109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55の2、55の3条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55、59条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の108、109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55の2、55条の3	事後	法令改正のため
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日	事後	時点修正
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年9月11日時点	令和7年3月14日時点		
令和7年3月14日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業		2) 十分である 判断の根拠 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面では、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスク対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更により、追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考える対策		9)従業員に対する教育・啓発 判断の根拠 毎年度、特定個人情報を取扱う職員については研修を実施し、受講確認もあわせて行っており、関係する職員が研修を受講する措置が講じられている。リスク対策に対しては知識の習得が最優先であり、従業員に対する教育・啓発は「十分である」と考える。	事後	様式変更により、追加